

第3節 騒音・振動

1 概 况

騒音は、人の感覚に直接影響を与える、いわゆる感覚公害として日常生活の快適さを損なうことで問題となることが多く、とりわけ各種公害の中でも日常生活に身近な問題として局所的および多発的に発生する傾向にあります。発生源としては工場、事業場、建設作業、自動車、航空機などの交通機関、飲食店、さらに私たちの家庭生活に至るまで多種多様となっています。

振動は、工場、事業場、建設作業、道路交通などから発生する振動が周辺住民の生活環境に影響を与えるものです。発生源が騒音とほぼ同じであるため、騒音とともに発生することが多くなっています。

本市では、市内の騒音・振動の状況を把握するため、環境騒音、自動車騒音・道路交通振動および航空機騒音を測定し、監視しています。測定の結果、一部の地点において環境基準の超過が確認されました。

■環境基準および要請限度との比較（令和6（2024）年度）

区分	時間帯	環境基準および要請限度の適否
環境騒音	昼間(6~22時)	
	夜間(22~翌日6時)	全ての測定地点で環境基準を達成しています。
自動車騒音	昼間(6~22時)	
	夜間(22~翌日6時)	一部測定地点で環境基準の超過が確認されました。
道路交通振動	昼間(8~19時)	
	夜間(19~翌日8時)	全ての測定地点で要請限度を達成しています。
航空機騒音	全 日	
		全ての測定地点で環境基準を達成しています。

「要請限度」とは

自動車騒音または道路交通振動を低減するため、測定結果に基づき、道路管理者に意見を述べ、北海道公安委員会に対して要請することができる判断基準となる値をいいます。

※ 基準値については、資料編（P.189～）をご覧ください。

2 環境騒音および自動車騒音・振動の状況

(1) 測定地点

環境騒音については、道路に面する地域以外の一般地域 6 地点、自動車騒音・道路交通振動については、国道・道道・市道合わせて 6 路線で測定を実施しました。

■環境騒音および自動車騒音・振動・交通量測定地点（令和 6（2024）年度）



環境騒音測定地点		自動車騒音・振動測定地点	
1	明徳町3丁目	A	日吉町2丁目（国道36号）
2	柏木町6丁目	B	一本松町5番地（道道259号）
3	東開町2丁目	C	新開町2丁目（道道781号）
4	元中野町3丁目	D	木場町3丁目（道道781号）
5	高砂町1丁目		
6	字勇払27番地		

(2) 測定結果

■ 環境騒音測定結果 (令和6(2024)年度)

単位:デシベル

No.	地 点 名 (用途地域区分)	環境基準		測定結果		環境基準 達成状況		地域の 類型
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
1	明徳町3丁目 (第一種中高層住居専用地域)	55	45	43	32	○	○	A
2	柏木町6丁目 (第一種中高層住居専用地域)	55	45	42	36	○	○	A
3	東開町2丁目 (第一種中高層住居専用地域)	55	45	45	35	○	○	A
4	元中野町3丁目 (第一種住居地域)	55	45	46	41	○	○	B
5	高砂町1丁目 (準工業地域)	60	50	49	45	○	○	C
6	字勇払27番地 (準工業地域)	60	50	46	39	○	○	C

(注) 測定値は時間帯区分ごとのなど価騒音レベルから算出。

■ 自動車騒音測定結果 (令和6(2024)年度)

単位:デシベル

No.	道 路 名	測定地点	車線数 道路端 からの 距離(m)	環境基準 (要請限度)		測定結果		環境基準 達成状況	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
A	国道36号白老通(糸井-有明)	日吉町2丁目	4(0.0)			70	66	○	△
B	道道259号臨海北通(船見-東開)	一本松町5番地	8(0.0)	70	65	71	68	△	△
C	道道781号明野北通(住吉-新開)	新開町2丁目	6(0.0)	(75)	(70)	71	65	△	○
D	道道781号双葉三条通(清水-木場)	木場町3丁目	6(0.0)			69	62	○	○

(注) 1 測定地点は全て「幹線交通を担う道路に近接する空間」に該当する。

2 測定値は、2日間連続測定した時間帯区分ごとのなど価騒音レベルから算出。

3 環境基準達成状況欄で「○」は達成、「△」は環境基準値超過要請限度以内、「×」は環境基準値および要請限度値超過を表す。

4 昼間とは6時～22時、夜間とは22時～翌日6時をいう。

■道路交通振動測定結果 (令和 6 (2024) 年度)

単位:デシベル

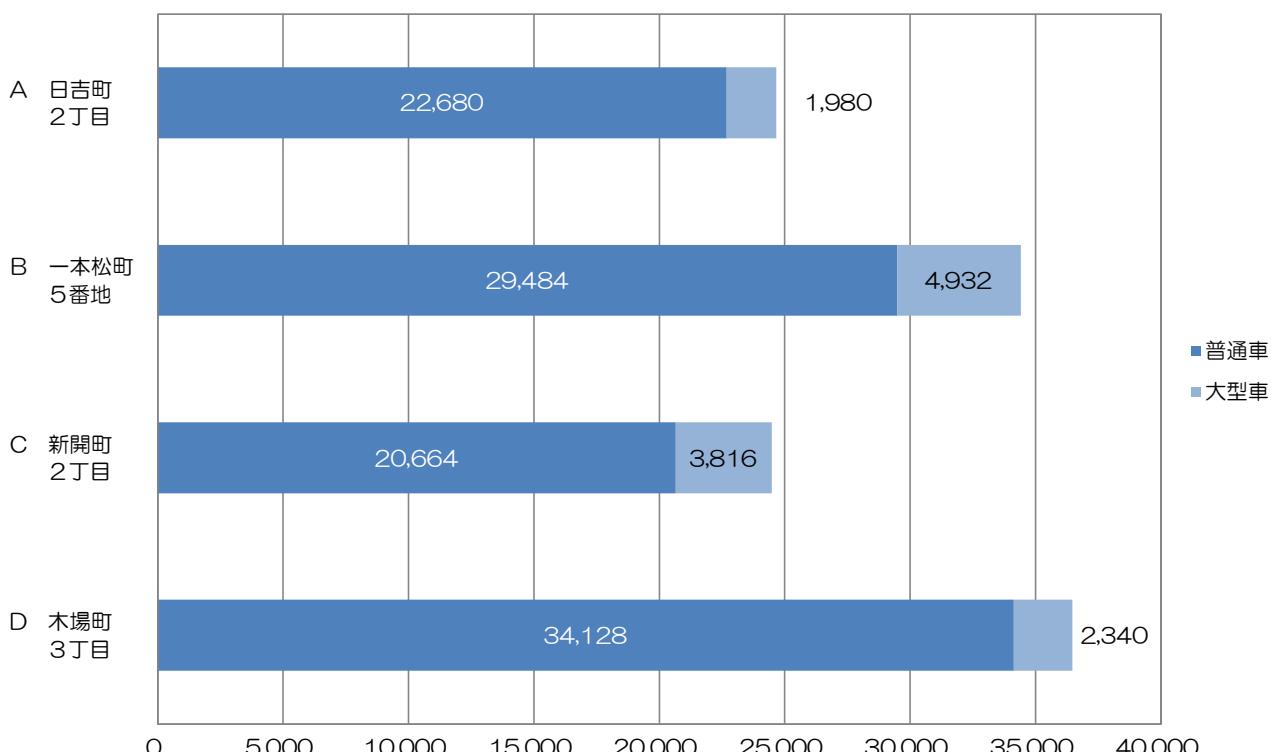
No.	道路名	測定地点	要請限度		測定結果	
			昼間	夜間	昼間	夜間
A	国道 36 号白老通 (糸井-有明)	日吉町2丁目	70	65	52	43
B	道道 259 号臨海北通(船見-東開)	一本松町5番地	70	65	54	50
C	道道 781 号明野北通(住吉-新開)	新開町2丁目	70	65	54	46
D	道道 781 号双葉三条通(清水-木場)	木場町3丁目	65	60	45	31

(注) 1 振動の測定値は 80%レンジの上端値。

2 昼間とは 8 時～19 時、夜間とは 19 時～翌日 8 時をいう。

■交通量調査結果 (令和 6 (2024) 年度)

単位: 台



(注) グラフの値は、平日 12 時間交通量台数を表す。

■面的評価による自動車騒音環境基準適合状況（令和6（2024）年度）

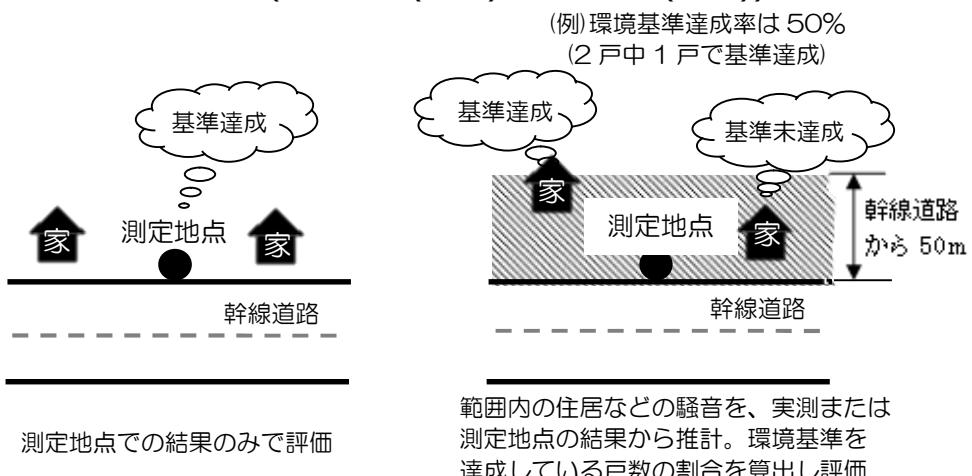
		評価区間延長距離(km)	評価区間数(区間)	評価対象戸数(戸)	評価結果			
道路別内訳	評価区間延長距離(km)	評価区間数(区間)	評価対象戸数(戸)	昼夜とも基準値以下(戸)	昼夜とも基準値以下(戸)	昼夜とも基準値以下(戸)	昼夜とも基準値超過(戸)	
				昼夜とも基準値以下(戸)	昼夜とも基準値以下(戸)	昼夜とも基準値以下(戸)	昼夜とも基準値超過(戸)	
全体(割合)	116.8	60	16,195(100%)	15,552(96.0%)	213(1.3%)	246(1.5%)	184(1.1%)	
高速自動車道	5.8	3	18	4	0	0	14	
一般国道	31.7	14	2,798	2,681	9	4	104	
道道	40.5	14	4,233	3,904	50	218	61	
4車線以上の市道	38.8	29	9,146	8,963	154	24	5	

※「面的評価」とは

面的評価とは、幹線道路に面した地域において、騒音の環境基準をどの程度満たしているかを示す自動車騒音の評価方法です。

幹線道路に面する地域での騒音を、道路端から50mの範囲にある全ての住居などを対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準を達成している戸数の割合を算出して評価します。

■自動車騒音評価のイメージ(点的評価(左図)と面的評価(右図))



令和6（2024）年度は、区間延長 116.8 km、評価住戸数 16,195 戸についての評価を実施しました。

評価の結果、昼夜ともに環境基準を下回ったのは 15,552 戸で、96.0%が環境基準を

達成しています。

3 航空機騒音の状況

(1) 測定地点および測定結果

本市では、自衛隊が使用する千歳飛行場および民間航空機が使用する新千歳空港の航路下にある植苗、美沢、沼ノ端、勇払地区を中心に航空機騒音の影響下にあります。

北海道と本市では、新千歳空港の開港（昭和 63（1988）年 7 月）に伴い、オンラインによる航空機騒音常時監視体制の強化を順次行なながら市内 15 測定局（北海道 9 局、本市 6 局）で常時監視を行っています。

■航空機騒音常時監視地点および常時監視測定結果（令和 6（2024）年度）



単位:dB (デシベル)

苫小牧市測定 (Lden)				北海道測定 (Lden)							
No.	測定局名	測定結果	評価	No.	測定局名	測定結果	評価	No.	測定局名	測定結果	評価
1	植苗会館局	49	○	A	植苗局	57	○	G	勇払局	50	○
2	丹治沼局	59	○	B	ウトナイ局	51	○	H	沼ノ端東雲局	54	○
3	琥珀荘局	51	○	C	美沢局	47	○	I	勇払東局	50	○
4	沼ノ端東局	54	○	D	湖畔局	58	○	【環境基準】			
5	沼ノ端局	51	○	E	斎藤宅局	45	○	沼ノ端局、ウトナイ局、植苗公園局			
6	糸井局	36	-	F	植苗公園局	53	○	57 上記以外			
											62

(注) 1 評価欄の「○」は環境基準達成、「×」は環境基準値超過、「-」は環境基準適用外を表す。

2 Lden(時間帶補正等価騒音レベル)は航空機騒音の評価指標で、各飛行機の聞こえ始めから聞こえ終わりまでの人が受ける騒音エネルギーを測定し、時間帯による補正を行った値をいう。

4 騒音・振動防止対策

(1) 事業所の騒音・振動防止対策

騒音・振動を発生する施設（特定施設）を設置する場合、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「苫小牧市公害防止条例」に基づく規制基準を遵守する義務が課せられます。これに適合せず、周辺の生活環境が損なわれていると認められる場合は、必要に応じて作業方法や騒音・振動を防止する方法の改善など、適切な対策を講じるよう指導しています。

(2) 特定建設作業の騒音・振動防止対策

建設作業に使用する機械には衝撃力を利用するものがあり、これら機械を住宅地周辺で使用した場合は、その方法により騒音・振動の問題に発展しやすくなります。これらの対策として、騒音規制法及び振動規制法では、特に騒音等を発生させる機械を使用する作業を「特定建設作業」と定めており、事前の届出義務など規制を課しています。市では届出内容を確認するとともに、工事施工業者に対して、作業期間や内容など、周辺住民に十分な周知を行うよう指導しています。

(3) 自動車騒音・道路交通振動対策

自動車騒音については、昭和46（1971）年以降、「騒音規制法」や「中央公害対策審議会の答申」に基づき、自動車単体の対策が行われてきました。一方で、この他に道路構造や路面の損傷、交通流による影響なども騒音・振動の原因として考えられます。このことから、本市では、要請限度を超過した騒音・振動の結果が観測された場合、関係機関と協議するなどしてこれらの低減に資するよう努めています。

(4) 航空機騒音対策

新千歳空港における航空機の離発着に伴う騒音については、航空機の小型化や低騒音機の導入などの発生源対策がとられている他、防衛省では、「防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律」に基づき、千歳飛行場周辺の住宅や学校・病院などに対し防音工事を実施しています。

また、新千歳空港の24時間運用に伴う周辺地域対策として、北海道と本市では、空港周辺の住宅に対し防音工事を実施しています。

さらに、空港周辺地域の住民代表により構成される「苫小牧市航空機騒音対策協議会」（事務局：総合政策部まちづくり推進室空港政策課）が設置されており、航空機騒音軽減のため協議を行い、国などの機関へ要望活動を行っています。

平成19（2007）年からは、在日米軍再編に係る千歳基地への訓練移転が実施されており、本市では、訓練期間中に臨時測定地点を設け、訓練に伴う騒音発生状況を測定・監視しています。